

衆議院 第十三回国会 人事委員会 錄 第七号

昭和二十七年三月七日(金曜日)

午後二時二分開議

出席委員

委員長 田中不破三君

理事・田中伊三次君 理事藤枝 泉介君

理事・河上房太郎君 理事井上 良二君

今村 忠助君 小澤佐重喜君

塙田賀四郎君 西村 久之君

渡邊 良夫君 平川 驍雄君

井之口政雄君 岡田 春夫君

総理府事務官 増子 正宏君

室長事務代理 丸井 清君

人事院事務官 潘本 忠男君

官事務局長 岸本 聰君

大蔵事務官(主計局給与課長) 町田 稔君

人事課長 建設事務官 小林寺三次君

文書課長 安倍 三郎君

専門員 三月六日

委員平川駢雄君辞任につき、その補欠として吉田安君が議長の指名で委員に選任された。

同月七日
委員吉田安君辞任につき、その補欠として平川駢雄君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した事件

連合審査会開会要求に関する件

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第41号)
給与改善に関する件

○田中委員長 これより人事委員会を開会いたします。
まず連合審査会開会の件につきましてお諮りいたします。去る五日外務委員会に付託となりました外務公務員法案、内閣提出第41号につきましては、当委員会の所管事項と密接な関係があるようと思われますので、同法案審査のため外務委員会に連合審査会を開催することを申し入れたいと思いまが。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認めます。よつてさように決定いたしました。

ましては、委員長が外務委員長と協議し、後日公報をもつて御通知いたしました。なお連合審査会開会の日時につきましても、委員長が外務委員長と協議し、後日公報をもつて御通知いたしました。この御異議なしと認めます。

ただいまより一般職の職員の給与について、御一任願つておき

ます。たゞより一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、内閣提出第41号を議題とし、質疑を継続いたします。井之口政雄君。

○井之口委員 人事院総裁にお尋ねいたしましたが、この前の委員会においてひど御返事が頗りたいと思ひます。この間官公厅労働組合の代表が総裁を

おたずねいたしまして、そうして今度います。

○浅井政府委員 そういうふうなもの

員の給与が適切であるかどうかを考えればよろしいのでござりますから、そ

の点については御念には及ばないと思つております。

○井之口委員 所管外のこととは一切関

か考慮していただきたいといふうなことを交渉に行かれたそうあります。ところがそのときの総裁のお答えが、もう予算がきまつておる。そうち

てこの予算は軍事的な方面的支出が非常に莫大になるために、どうもそうい

う勧告を政府にしても、これは実行され

れそうもない、だから勧告しないんだ

といふうなことを御返事になつたそ

うであります。が、一体どういたします

と、政府が外国の命令か向かによつて、大きく警察予備隊やその他軍事費に支出を計上しなければならぬような

ことが出て来ると、日本の官公吏の給

手のベースは当然物価の高騰によつて引上げなければならぬにかかるわら

ず、しかもそれは認めておつても、向

うのわくがもう決定されているのだから

ら、これは勧告はできない。勧告とい

うものは政治上の考慮によつて左右さ

れて、予算の通過というものを困難に

するようなら、またはその予算が厖大な

車両支出をするような場合には、もう

みんな耐乏生活、これに落ち込まな

ればならない、こう総裁はお考えにな

るのあります。あらためて

私が質問いたしましたが、総裁がお見

えにならぬので、明確な返事がいただ

けなかつたのであります。あらためて

お尋ねしたいと思ひます。

○浅井政府委員 防衛費云々の点は、

私所管事項ではございませんので、私からお答え申しかねます。しかしながら

せつかく官公庁数百万の代表の人たちがまるで手玉にとられて、どこへつつかつていいやら、どこが決定する大きな権限を持つておるのやら、わからなくなつて、結局この人たちが労働組合の任務を果すことができないというふうなことになると想いますが、人事院としてはその辺どういうふうにお考えになりますか。

○浅井政府委員 どこが決定する要素を持つておるかと仰せられますれば、これは実は国会であろうと私は申し上げるよりしかたがないのであります。

そこで人事院といいたしましては、予算のことは人事院の権限外でござりまするから、公務員の給与を改善すべく努力はいたしますが、予算の編成権は内閣にあり、決定権は国会にありといたしまするならば、現在以上のことはできがたいと存しております。

○井之口委員 人事院が勧告をすることは、人事院の任務であつて、人事院としてはその勧告に対して、根本的な方針をとつて進まなければならぬものだと思います。しかしそれはそれだと思いますして、それならば、近くベース・アップをもつと必要とするような情勢は、あなたのところではお考えになつておりますが、どうでしょうか。当委員会においては、各委員の人たちが、単に地域給のこうした末梢的な引上げくらいでは、とても公務員の生活は守れない、どうしてもベース・アップを基本的に必要とするといふうな意見が、大部分において起つておるのであります。それこそこの国会の勧告を、人事院においては勧告として生かして、そうして人事院の職權をもつて官公庁の人たちを保護すると

いうふうな考ははないのですか、どうですか。

○浅井政府委員 それは大いにござります。人事院といたしましては、お言葉でもなく、絶えず研究をいたしておりまして、勧告をいたすべき時期に至りますれば、いつにも勧告をいたることは、従来もその通りであつたよう、今後とも少しもかわる点はございません。

○井之口委員 それならば、二十七年度の予算は今審議中でありますのが、これが決定を見るといふうな場合、または決定を見ないにいたしましては、勧告をさらに生きるところの意思はないのかどうか、あるいは追加予算なり何なりによつて、またそれを充さしめる方法があるのでございましてから、現状に即して公務員の生活といふものを考えて、給与の引上げといふことは考えておられないかどうか。

○浅井政府委員 追加予算云々の措置については存じませんけれども、人事院といたしましては、常に注意深く物価の上昇、民間賃金の上昇等をもにらみ合せて、研究を進めておるのでござります。近いうちにと仰せられましたが、その近いうちというのは、はなはだ抽象的なお言葉でござりまするから、これについてはちよつと、そりだ、あるいはそうでないということをお答えするのは危険なようと思います。

○井之口委員 それならば、近いうちに申す御答弁を承りたい。

○浅井政府委員 これから申し上げるところでございます。井之口さんの御指摘は、物価がすでに非常に上つてお

くいえば、この五、六月から七、八月ごろにかけての時期に、勧告をさしますか。

○浅井政府委員 です。

○浅井政府委員 この国会とか、ある

いは国会が済んでからとかいうこと

は、実は人事院の勧告には関係がない

のでござります。勧告すべき場合、つ

まり公務員法二十八条に該當する条件

を備えましたならば、いつにても勧告

をいたす、かように考えております。

○井之口委員 勧告すべき場合には勧

告する、要するにこれでお返事は尽き

ると思う。これはまつたく誠意のない

返事である。今の物価の上昇程度もこ

う思ひから、また統計もこんなふうに

なつて来ておるから、しかも実際人事

院としてはこんなふうな調査をしてお

るのだから、こういう時分にこれくら

い行くだろう。しかしそれに対しても

は、またこういう条件があつて、そこ

まで実行できないのだとかなんとか

か、そこに入れは具体的にはつきりお

話もわかるけれども、要するに必要な

場合は勧告をする、必要でなければ勧

告しない。それはあたりまえだ。わから

り切つた話だ。総裁に対して私たちが

聞こうと思つてゐるのは、もつと総裁

に減税措置というものが行われており

ます關係上、標準生計費積込みで、わ

れわれが言つております場合には、昨

年五月に比べまして、昨年の十月ご

ろで一%程度の上昇にしかつていな

い。その後におきましても、たとえば

十二月といふような非常に国民慣習と

して支出の多い場合は、むしろ異例に

あります。その後におきましても、たとえば

あります。おおむね推察いたしてみましても、おおむね

二%程度、標準生計費のみについて申

しますれば、上昇しておるのではないか

ありますが、その後の状況をいろいろ

うかといふように押えております。

○井之口委員 そういう調査を基準と

して人事院はやられておりますがそ

の調査の基準になつておるところのC

P.S., C.P.I.の統計自体に、労働者の

人々は不信の念を抱いておるのであ

ります。この調査が非常に低位に過ぎ

るということに対しても、いろいろな不

満が出ております。それは皆さんは

立場が違うというように御返事されるあります。そこで実際上の物価を決定するのが正しいのでありますか、統計面をいかに正しく反映させるかということについては、これは現に一番利害の緊密な状態にあるところの労働組合の調査というようなものも参考して、そうして労働組合の調査が、どこが間違つておるなら間違つておる、人事院としてはこの間違いがあるから、これは採用できないという点までつ込んで、調査される意思はないかもしそういう意思があるなら、労働組合はどん／＼皆さん方に協力して、そうしてあなた方の決定に対するいろいろな資料も提供するし、いろいろなことをできるだらうと思うのですが、もうすでにそういうふうなものは受入れる必要もない、またそういうものは聞く耳を持たぬという態度であるか、その辺をひとつ承りたい。

○浅井政府委員 ごもつともなお尋ねでございまして、人事院といたしましては、CPI、CP-S、あいのものはあれ以上正確なものはないと思つております。しかしそれが正確であるといふことは、人事院がそれだけにたよつて、官公庁方面からは九千九百七十円をたいがい要求しているようあります。それに對してこの間政府の方では、十八歳の人を標準にとつて四千二百円くらいに算定されるというふうなお話でございましたが、この開きが相当倍以上になつてゐると思うのであります。この場合はやはり四千二百円であります。これは御承知のように理論生計費の一種でございまして、決して CPSとか CPIあるいは毎月勤労統計といふうなことを考えておられるか、このふうなことを考へておられるか、この点承りたい。

○浅井政府委員 最低賃金というお言葉で仰せになりましたが、人事院の申

ることは、最近におましましては大体組合側もそういうふうな方式をとる傾向になつて来たかと、私どもは実は喜んでおる次第でございます。

それから第二点といいたしまして、組合側の言ふことは聞くのか聞かないのかという仰せでございますが、これは従来とても組合側から提出されました資料は、地域給において尊重いたしております。ただいま官公労等から資料が出ております。

○井之口委員 それではその点についてお尋ねいたしますが、まだ十分でございませんが、お尋ねの方々が提訴しております。

○井之口委員 それでは建設省の方でも調べまして、そ

りたいと思うのであります。

もう一つ最後に最低賃金いたしました

て、官公庁方面からは九千九百七十円をたいがい要求しているようあります。

○浅井政府委員 それで、その間政府の方では、十八歳の人を標準にとつて四千二百円くらいに算定されるというふうなお話でございましたが、この開きが相当倍以上になつてゐると思うのであります。

○井之口委員 それでは建設省の方でお尋ねいたします。

○井之口委員 まだ受理してはおりません。おそらくまだ提訴していない

のだろうと思いますが、期間は十分ございますから、これからであろうと思つております。

○井之口委員 それでは建設省の方でお尋ねいたします。

○井之口委員 お尋ねしたのであります、あいにく御出

お言葉でござりますが、その不当といたすれ伺うことにして、この建設省の不當な首切りに対して、人事院

お尋ねいたしましたが、何分にもこの問題は、あ

るいは人事院へ訴えて参りますが、なぜか

うか、参りますれば人事院としては、これを審議いたしまして決しなければならないということに相なるうかと思ひます。

○井之口委員 どうも裁判所が判決をいたしました

ことは、全官公庁に勤っている方々

は行政整理といたしまして、実員を五百名ばかり整理することになつてお

ります。どうも裁判所が判決をいたしました

ことは、官公庁に勤っている方々

は行政整理といたしまして、実員を五百名ばかり整理することになつてお

ります。その中に今お話をありました

うに、組合の関係者が数名含まれてお

るのでございます。ただ今具体的に名前をあげられましたが、そのうちで松岡君

はおそらく建築研究所に勤めておる職員のことをおさしになつてゐると思

りますが、松岡君は全然整理の対象になつております。それでこれら二月二十

九日に大半整理いたしました中に、今

申しましたように組合関係者がたまたま入つておつたでござりますが、これらの役員のうち、野口君を除いて他の三名は、大体本部の役員でござりますので、東京に從来から駐在いたしております。しかしそのうちの一名は、籍は東北地方建設局にあります。籍は東北地方建設局にあります。他の二名は九州の地方建設局にあります。しかしておの／＼所属の局の局長が任命権者になつております。それで所属の局におきましては、それ／＼の地方の実情に応じまして整理の基準を一応定めまして、その基準に該当した者を整理をいたしておりますのでござりますが、長年これら本部の組合の事務に従事いたしております者の東京駐在中の行為につきましては、各地方の局長は十分承知いたしておりません。それで東京駐在中の行為につきましては、常に直接交渉等の相手をいたしております本省の関係者が、各地方の任命権者に十分報告をいたしまして、それに基しまして各地方の局長は、從来その局へ勤めておりました当時の成績等をも参考合せて、被整理者に決定をいたしました。それでこの東京駐在中の行為につきましては、これは私たちたび／＼當人たちと交渉いたしております際に、人事院規則なり公務員法なりを無視する行為が多かつたのでございまして、ことにあるいは不法に事務室を占拠いたしまして、重要な事務の遂行を数日間も妨げる、というような事態の発生もありまして、それらのことを理由といたしまして、整理をいたしました。

○井之口委員 そうしますと阿久芽さんとか、長瀬さんとか、木森さんとかいう方々は、本庁へ来てすわり込ん

だ、それで首を切つた、こういうわけですか、どうです。○町田説明員 ただいま述べましたのはごく一例であります。その他の公務員法なり人事院規則なり違反するいろいろの行為がたくさんございます。○井之口委員 この全建設省の方々の支持の上に立つて組合長が、組合を代表して全体のためにいろいろなことを折衝されることは理の当然である。それをもし公務員法に違反するとかは、全く公務員法違反した行為がたび／＼あつたのです。○町田説明員 ただいまのお話であります。お言葉を返すようあります。しかしも御自身の、公務員法を越えておるという主觀的な判断において、公務員法なり人事院規則に違反をした行為がたび／＼あつたのです。それがわれ／＼は、組合が違法な行為がたび／＼あつたのです。○井之口委員 この全建設省の方々の支持の上に立つて組合長が、組合を代表して全体のためにいろいろなことを折衝されることは理の当然である。それをもし公務員法に違反するとかは、全く公務員法違反した行為がたび／＼あつたのです。○町田説明員 ただいまのお話であります。お言葉を返すようあります。しかしも御自身の、公務員法を越えておるという主觀的な判断において、公務員法なり人事院規則に違反をした行為がたび／＼あつたのです。これがわめて

か統計的算定に労働組合の意見は採用されないといふふうなことになつて来て、官公庁の諸君には労働組合はあります。こういう組合専従者に対してなきがごときことになつて来るのです。されども、首を切られたことがあります。こういう組合専従者に対する接觸の場面に對して、公務員法なり人事院規則に違反をした行為がたび／＼あつたのです。○町田説明員 ただいまのお話であります。お言葉を返すようあります。しかしも御自身の、公務員法を越えておるという主觀的な判断において、公務員法なり人事院規則に違反をした行為がたび／＼あつたのです。これがわめて

か統計的算定に労働組合の意見は採用されないといふふうなことになつて来て、官公庁の諸君には労働組合はあります。こういう組合専従者に対する接觸の場面に對して、公務員法なり人事院規則に違反をした行為がたび／＼あつたのです。○町田説明員 ただいまのお話であります。お言葉を返すようあります。しかしも御自身の、公務員法を越えておるという主觀的な判断において、公務員法なり人事院規則に違反をした行為がたび／＼あつたのです。これがわめて

か統計的算定に労働組合の意見は採用されないといふふうなことになつて来て、官公庁の諸君には労働組合はあります。こういう組合専従者に対する接觸の場面に對して、公務員法なり人事院規則に違反をした行為がたび／＼あつたのです。○町田説明員 ただいまのお話であります。お言葉を返すようあります。しかしも御自身の、公務員法を越えておるという主觀的な判断において、公務員法なり人事院規則に違反をした行為がたび／＼あつたのです。これがわめて

からしいじやないかといふふうな考

かもしませんけれども、首を切られるとつてはきわめて重大な問題であります。しかああなた御自身の、公

務員法を越えておるという主觀的な判

定において、そういうことをやられる

が、あるいはそれ以外の行動であるか

れからただいまお話のございましたよ

うに、それが組合活動を逸脱している

かどうか、正当の範囲内の行動である

か、あるいはそれ以外の行動であるか

という判定は、最終的にはお話の通

り、人事院が決定すべきものだと思

ます。しかしながらこれはあらかじめ任命権者が自分の判断に基いて行政措置をとつて、それに対し争いが起つた際に提訴の方針により、人事院がこれを判断すべきものだと思うのでございまして、第一次的にはあくまでも任命権者が自分の判断に基いて、行政措置をとらざるを得ないのだと思つております。

○岡田(春)委員 あなたの話を伺つてみると、任命権者でない、あなた自身がこの三人の首を切つたような非常な感じを受けるのです。東北から出ておる木森君の場合には、任命権者はあくまでも東北の地建の局長だ、あなたの話を聞いてみると、いかにも、局長ではなくてあなたの御自身が、木森君の動向を調査した結果首を切つた、しかも形式的にはそれは局長名で首を切つていふであります。しかしあなた自身が在京中の木森君の行動を調査した結果、首を切らしたように、今までの答弁を伺つてみると、われへ／＼非常に感ぜざるを得ないので。

それからもう一つの点は、先ほど交渉といつたのは、組合の交渉のようにこの私が聞いたようだけれども、そういう交渉ばかりじやない、何かほかの接触といふような場合において、これが不適当であるというように感じられたからである、かよくな御答弁であります。ところがこれは非常にふしがなことだと思う。組合の中闘といふものは、在京中の行動といふものは、少くともあなた御自身が見られた行動といふものは、組合運動としての行動が判

断されるのであつて、それ以外の接觸においてと、いう場合には、これはあなたが勤務時間として、何らかそういう感覚をとつておつて、そうして接觸をされた時間に接觸でもされたといふようにおられます。しかし勤務時間と認め得ざる、または個人的町で会つた、こういう場合にあれば不届きであるからと、いうようなことをで、それが首切りの理由になつたとするならば、これはあなたの御自身が何か私情怨恨でも持つておつて、そしむかをたたいてでもおつたならば、これはあはけしからぬ、醉つぱらつてだれかをたたいてでもおつたならば、これは理由にもなるだらうけれども、そういう點をもう少し明確に願いたい。

○町田説明員 まず最初の御質問にお答えいたしますが、私がここで答弁をお受けになつたかと思ひます、これはそういう意味では申し上げておりますが、あなたは町田さんでいらっしゃいます。

○井之口委員 その場面ではもう少し続けてお尋ねいたしますが、あなたは町田さんでいらっしゃいます。

○町田説明員 今五名というお話を聞いてお尋ねいたしますが、あなたは町田さんでいらっしゃいます。

○井之口委員 公務員としての適格性

た通りのことなんぞございません。それにおいてと、いう場合には、これはあなたが勤務時間として、何らかそういう感覚をとつておつて、そしむかをたたいてでもおつたならば、これはあはけしからぬ、醉つぱらつてだれかをたたいてでもおつたならば、これは理由にもなるだらうけれども、そういう點をもう少し明確に願いたい。

○町田説明員 まず最初の御質問にお答えいたしますが、私がここで答弁をお受けになつたかと思ひます、これはそういう意味では申し上げておりますが、あなたは町田さんでいらっしゃいます。

○町田説明員 今五名というお話を聞いてお尋ねいたしますが、あなたは町田さんでいらっしゃいます。

○井之口委員 公務員としての適格性

に基きまして任命権者である地建の局長が判断を下して、整理の対象にいた定員によつてぜひこの五人を切らなければ定員法が貫けなかつたといふふうのものでございません。その点は特に申し上げておきたいのであります。

それからなお接觸という言葉は、これはまたきわめてまずい言葉を申しますので、問題になつたのでございますが、私の言わんといたします趣旨は必ずしも役員の人たちと話し合いをしておるといふ間のことではなくて、組合活動の一歩として、あるいはその他専従者としての仕事をしておる間に、たとえば不適なと申しますか、少くとも規則等に違反することを内容とした文書を出すとか、そういうような行為があつたということを、さつき申し上げたいと思つたのでございまして、これは必ずしも対面しております間に、いろいろと談話の中に現われた

○井之口委員 それならこの五人について参考のため伺いますが、最も中心的な職員の理由になつた点を簡単に人々教えていただきたい。それがはたして合法的なものであるかどうかということを、われへ／＼判断する資料になりますから……。

○町田説明員 今申しましたように三人がござります。それでこの三人の人たちを整理いたしました基準は、これままで最初に申し上げますと、公務員として今後勤務を続けて行くのには比較的適正に欠けておるといふ基準によりまして、これを整理いたしたのでござります。それで今回の行政整理では必ずしも希望退職者ばかりを整理するわけには行かないのです。整理を行つてから他の問題になつておりますのうちの一名は東京に駐在しておりますが、そこからこの問題になつた中には、こちらの方からやめてくれと言つてやめさせた人も相当あるのです。それではどうぞ

○井之口委員 それから他の問題になつた中には、こちらの方からやめさせたわけではありません。今申しますところが、これについてはお答え下さいまして、これについてはお答え下さいまして、近ごろの行動について各地建の局長はこれ

おおときの行動が職員されるところの原因になつた、その行動は別に勤務上のどうこうというものでもなし、かつたが勤務時間として、何らかそういう感覚をとつておつて、そしむかをたたいてでもおつたとか、ある

○井之口委員 おおときの行動が職員される原因になつた、その行動は別に勤務上のどうこうというものでもなし、かつたが勤務時間として、何らかそういう感覚をとつておつて、そしむかをたたいてでもおつたとか、ある

○町田説明員 今五名といふお話を聞いてお尋ねいたしますが、あなたは町田さんでいらっしゃいます。

○井之口委員 今五名といふお話を聞いてお尋ねいたしますが、あなたは町田さんでいらっしゃいます。

○井之口委員 今五名といふお話を聞いてお尋ねいたしますが、あなたは町田さんでいらっしゃいます。

定であります。いかなる行為があつたから公務員としての適性を欠くと自分は認定したということにならなければ、話は論理上常識的にものを考えるときの立場を失うと言います。ただ公務員としての適性を欠くだけでは、これは結論であつて、ある行為があつて、その行為を結論的にこう認めるのだとおつしやつた場合に、常識ある国民はあるほどそとかうことが納得できると思うのであります。この阿久芽さんは、長瀬さんにしろ木森さんには、建設省に長く勤めておられた方だと思う。相当長い間勤めておいでになつた方で、それまで決してそういう適性を欠くというふうな結論は一般的に下しておられない。しかも労働組合においてみんなの信頼を受けて、この人は正しい人であるというので、選挙にもなつておる人だ。だからこの人たちを適性を欠くといふ判断をされることは、何か特定の行為があると思う。この行為が将来においてはこうなるのでこれは適性を欠く、こうして判断されなければならない性質のものだらうと思いますが、その点あなたが認定されたところの行為といふものはどんなものがあつたか。ちょっと聞かしていただきたい。

○町田説明員 非常にいろいろな行為があつたのですが、その中でも特に阿久芽君につきましては、昨年の十一月度ございますが、私の方の専門委員室といふのがあります、これを数日間わたりまして占拠いたしまして、専門委員の執務を妨げたことがございました。これは阿久芽、長瀬、それから木森三君と共に通じてございますが、このことは私たちたび／＼警告を発しました。

て、事務の遂行上、特に専門委員がその部屋に入ることができず、執務に非常に困難をいたしましたので、その行為を結論的にこう認めるのだとおつしやつた場合に、常識ある国民はあるほどそとかうことが納得できると思うのであります。この阿久芽さんは、長瀬さんにしろ木森さんには、建設省に長く勤めておられた方だと思う。相当長い間勤めておいでになつた方で、それまで決してそういう適性を欠くといふ判断は一般的に下しておられない。しかも労働組合においてみんなの信頼を受けて、この人は正しい人であるというので、選挙にもなつておる人だ。だからこの人たちを適性を欠くといふ判断をされることは、何か特定の行為があると思う。この行為が将来においてはこうなるのでこれは適性を欠く、こうして判断されなければならない性質のものだらうと思いますが、その点あなたが認定されたところの行為といふものはどんなものがあつたか。ちょっと聞かしていただきたい。

○町田説明員 私はいかなる目的ですわつておつたにしましても、目的のいわんによつてこれが合法化されると思はないのでありまして、庁舎管理上事務室を占拠するということは、目的はどうあるとも、これは不法であると思ひます。

○井之口委員 大分話も具体的になつておるが、途中が省けておると思うのですが、この間で、おまかわらずあなた自身が今のような答弁をしておるといふことは、まつたく委員会におけるあなたの会議等で上京するならば、無断で上京することのないようになります。その目的については不法の目的をもつてすわつておつたるうと思ひます。

○町田説明員 今おまかわらずあなた自身が首を切るといふような形に対しても、任命権者でないあなたが、形式的に対して責任まで持つと言つておられます。二月二十九日全建労三名解雇された処分に関し組合員が上京する場合は、組合員が手交いたしておられます。

○町田説明員 それは一言だけ、も公務員として不適当だと思いますが……。

○井之口委員 私はいかなる目的ですわつておつたにしましても、目的のいわんによつてこれが合法化されると思はないのでありまして、庁舎管理上事務室を占拠するということは、目的はどうあるとも、これは不法であると思ひます。

○町田説明員 その事実は、本省の関係で上京して来た者については、当然処理ですか、その地方の局長は、あくまでおれは知らないといふ話ですが、九州、東北の場合の三人の人の首を切つたということについては、任命権者ですか、その地方の局長は、あくまでおれは知らないといふ話ですが、九州、東北の場合の三人の人の首を切つたといふことについては、任命権者ですか、その責任を知らないと言つておる。それに対してあなた自身が責任は本省が持つと言つておるじやありませんか。そういう事実がありながらせんか。そういう事実がありながら、任命権者でないあなたが、形式的に対して責任まで持つと言つておられます。

○町田説明員 許可を得て上京いたしました者につきましては、お説の通りでございます。

○町田(春)委員 さつき私の関連質問でございましたが、これはそうあります。なお地建の局長が全然知らない間で、二、三答弁があつたのであります。が、九州、東北の場合の三人の人の首を切つたといふことについては、任命権者ですか、その責任を知らないと言つておる。それに対してあなた自身が責任は本省が持つと言つておるじやありませんか。そういう事実がありながらせんか。そういう事実がありながら、任命権者でないあなたが、形式的に対して責任まで持つと言つておられます。

○町田(春)委員 さつき私の関連質問でございましたが、これはそうあります。なお地建の局長が全然知らない間で、二、三答弁があつたのであります。

○町田説明員 それは一言だけ、も公務員として不適当だと思いますが……。

○町田(春)委員 それでは一言だけ、も公務員として不適当だと思いますが……。

○町田説明員 それは一言だけ、も公務員として不適当だと思いますが……。

○町田(春)委員 その事実は、本省の関係で上京して来た者については、当然処理ですか、その責任を知らないと言つておる。それに対してあなた自身が責任は本省が持つと言つておるじやありませんか。そういう事実がありながらせんか。そういう事実がありながら、任命権者でないあなたが、形式的に対して責任まで持つと言つておられます。

○町田(春)委員 その事実は、本省の関係で上京して来た者については、当然処理ですか、その責任を知らないと言つておる。それに対してあなた自身が責任は本省が持つと言つておるじやありませんか。そういう事実がありながらせんか。そういう事実がありながら、任命権者でないあなたが、形式的に対して責任まで持つと言つておられます。

○町田(春)委員 それでは、電文の上に許可を得てという点がはつきり明確であります。しかし、これからが問題なんですが、中央執行委員会をやるうとして、実質的に組合がやれなかつたのです。特にあなたの先ほどの電報で、無断で許可を離れておられますから、東京駐在中のことは知らないと思うのです。それにつ

たように、その目的が合法とか、不法とかいうことを問わず、事務室を占拠するところは不法だと思います。

○井之口委員 これは中心的な理由だと私は承ります。専門委員室に數日にわたつてそこへわつておつたといふ意味でございますが、ただこれはだてや何か慰みですわつていたのではありませんか。よほどものぎきのように思われます。

○町田(春)委員 それでは、任命権者でない、その責任を知らないと言つておる。それに対してあなた自身が責任は本省が持つと言つておるじやありませんか。そういう事実がありながらせんか。そういう事実がありながら、任命権者でないあなたが、形式的には任命権者の責任において首を切つたといふ形をとりながら、実質的にはあなた自身が首を切るといふような形で上京して来た者については、当然処理ですか、どうですか。

○町田(春)委員 それは一言だけ、も公務員として不適当だと思いますが……。

○町田(春)委員 それでは、任命権者でない、その責任を知らないと言つておる。それに対してあなた自身が責任は本省が持つと言つておるじやありませんか。そういう事実がありながらせんか。そういう事実がありながら、任命権者でないあなたが、形式的には任命権者の責任において首を切つたといふ形をとりながら、実質的にはあなた自身が首を切るといふような形で上京して来た者については、当然処理ですか、どうですか。

○町田(春)委員 それは一言だけ、も公務員として不適當だと思いますが……。

○町田(春)委員 それは一言だけ、も公務員として不適當だと思いますが……。

○町田(春)委員 それは一言だけ、も公務員として不適當だと思いますが……。

どうぞあしからず御了承を願います。

○田中委員長 本法律案に対する質疑はこれにて終了いたしました。

引き続き本法律案を議題として討論を省略して、ただちに採決いたします。本法律案の原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○田中委員長 起立総員。よつて本法律案は原案通り可決いたしました。

次に本法律案に関する委員会の報告書作成についてお諮りいたします。これは先例によりまして、委員長に御一任願つておきたいと思いますが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井之口委員 その場合にやはりみんなの意思といたしまして、ベース・アップの要求なんかみんな持っていたんだということを、その中につけ加えて報告なされることを希望いたしました。

○田中委員長 了承いたしました。

御異議なしと認めます。よつてさよう

に決定いたしました。

○田中委員長 次に藤枝泉介君より発言を求められておりますので、この際これを許します。藤枝君。

○藤枝委員 当委員会におきまして給与の改善についての決議をいたしたいと思いますので、御賛成を願いたいと存じます。

決議案を朗読いたします。

給与改善に関する件

一、人事院は、現下の経済事情に鑑み、速に給与改善に関し根本的検討を行ふこと。

二、勤務地手当の地域区分は、今回

の改正により相当の改善を見たが、なお、検討の余地なしとしない、よつて、人事院は至急調査の上善処すること。

右決議する。

この決議案の趣旨をいまさら弁明する必要もないと思ひますので、ただいま朗讀をいたしました決議案について、満場の御賛成を得たいと存じます。

○田中委員長 ただいまの藤枝君の御発言は、当委員会において決議を行わたいといふ動議でありますので、この動議につきまして討論を省略して、ただちに採決いたします。

藤枝泉介君提出の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認めます。よつて藤枝君の動議のことく決しました。

○浅井政府委員 ただいま御決議になりました御趣旨に従いまして、十分審査いたすつもりでござります。

○田中委員長 なお、決議の内容につき、衆議院議長に報告いたしますとともに、政府に対し参考のために送付いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認めます。よつてさよならに決定いたしました。本日はこの程度にとどめ、次回は公報をもつて御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時十八分散会

一部を改正する法律案(内閣提出)に
関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕